

郡山市認可保育施設入所申請に関する確認票

下記の内容を全て確認のうえ、☐を入れ、保護者氏名を記入し、申請時に必要書類とともに提出してください。

- ☐ 保育施設により入所対象年齢や保育時間、延長保育の実施の有無が異なります。申請前に必ずご確認ください。
 - ☐ 保育施設の入所対象年齢は、入所希望月の1日時点で達している必要があります。なお、入所対象年齢が「満〇歳から」の施設は、4月1日の前日において〇歳となっている児童のみが希望できます。
 - ☐ 必要書類は受付期間内に必ず提出してください。また、必要書類の日付は入所希望日から4か月以内のものが有効です（ただし4月1日付け入所は申請書類の配布開始日以降の日付のものを有効とします）。
 - ☐ 同居家族の状況には、お子さんと同居している方全員を記入してください。住民票で世帯分離をしていますが同一家屋に居住している場合は、同居として扱います。また、住所が別であっても、お子さんと生計を同一とするきょうだいがいる場合は記入してください。
 - ☐ 転入予定での入所申請は、入所月の前月末日までに郡山市へ住民登録されていることが入所の条件です。
 - ☐ お子さんの適切な保育を実施するため、郡山市と入所を希望する保育施設等関係機関との間で、申請書類や面談票等の内容を共有します。
 - ☐ 施設利用時間区分（保育標準時間・保育短時間）は申請児童の世帯状況等を基に郡山市が決定します（申請どおりの施設利用時間区分にならない場合があります）。
 - ☐ 保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする理由により異なります。
例：求職中の場合は3か月間となり、期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合「退所」となります。
 - ☐ 入所が決定した保育施設への入所を辞退した場合、同年度内の再申請時は入所選考の優先度が下がります。
 - ☐ 転所が決定となった場合、転所を辞退して、転所前の施設を継続して利用することはできません。
 - ☐ 育児休業取得者は、入所翌月の15日頃までに職場復帰することが入所の条件です。
 - ☐ 申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課まで変更内容をご連絡ください。変更内容によっては、書類の追加提出が必要となります。
 - ☐ 保育料算定の基準となるお子さんの年齢は、4月1日時点の年齢を適用し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません（年度途中で3歳になった場合、翌年度4月から無償化の対象になります）。
 - ☐ 保育料（副食費免除判定）は、父母の市町村民税所得割額により決定します。4月から8月分までは、前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月分までは当該年度の市町村民税所得割額により決定します。また、父母の収入状況により、同居する祖父母等も合算して決定する場合があります。
 - ☐ 税未申告、保育料決定に必要な書類が未提出または不備がある場合、保育料が最高額で「(仮)決定」となります。3歳以上の場合は、副食費免除判定ができません。
 - ☐ 保育料や副食費免除判定は、年度をまたいでの遡及はできません。世帯状況や課税状況に変更があった場合は、必ず当年度内3月までに保育課または入所施設へ必要書類を提出してください。
 - ☐ 保育料や食材料費は必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎた場合、督促状を発送します。それでもなお保育料や食材料費の未納が続きますと、滞納処分（財産調査や差押等）が行われるほか、延滞金または遅延損害金を徴収します。
 - ☐ 保育料や食材料費を滞納した場合、滞納状況を保育施設へ情報提供する場合があります。
 - ☐ 現在、認可外保育施設等をご利用の方は、認可保育施設への入所が決定すると、以降認可外保育施設の保育料は全額自己負担となります。（認可保育施設への入所と、認可外保育施設における保育料の無償化の給付を同時に受けることはできません。）
 - ☐ ハローワークでの育児休業給付金の支給延長手続きには、申請書一式の写しが必要です。窓口で申請書等のコピーはできませんので、申請前に申請書一式のコピーや撮影等を済ませてください。
 - ☐ 育児休業延長や育児休業給付金に関しては、就労先やハローワークに確認してください。また、入所選考にかかっていない月の保留証明書は発行できません。
 - ☐ 翌年度（4月以降）の入所申請は別途書類の提出が必要です。
 - ☐ 本確認票以外に「郡山市認可保育施設入所案内」の内容も確認しました。
- 上記すべての事項を了承し、保育施設の入所申請を行います。

令和 年 月 日

保護者氏名



提出書類チェックシート

提出前に、本シートで必要書類がそろっているか確認し、申請時に必要書類とともに提出してください。

4 月入所の申請 をする方	4 月入所案内および、4 月入所申請提出書類チェックリストを確認してください。
------------------	---

電子申請 (ぴったりサービス) を利用する方	電子申請をする場合は、以下の①、②はフォームに入力すると完成します。 ①教育・保育給付認定申請書（2 号・3 号用）兼 保育施設等利用申請書 ②入所申請申請に関する確認票 ※申請後は控えをダウンロードして保管してください
------------------------------	--

1. 全員必要な書類		
チェック欄	提出書類	確認事項・備考
☐	①教育・保育給付認定申請書(2 号・3 号用)兼 保育施設等利用申請書 [両面印刷]	記入例を確認し、表・裏の両面を記入してください。
☐	②入所申請申請に関する確認票（この用紙の裏面）	内容を全て確認し、氏名・日付の記入をお願いします。
☐	③父母の保育を必要とすることを証明する書類	必要書類の詳細・証明書の種類については、 「入所案内【保育の必要性一覧表】」をご確認ください。

2. 該当する人のみ必要な書類		
チェック欄	該当する場合	提出が必要な書類
☐	65 歳未満の祖父母と同居している	祖父母の保育を必要とすることを証明する書類
☐	ひとり親世帯である	未婚の場合：児童が記載された戸籍謄本一式 離婚の場合：離婚日・児童が記載された戸籍謄本一式
☐	1 月 1 日に海外に居住していた	前年の収入が分かる書類 必要な年・期間については「入所案内」を確認してください。

3. 注意事項
・ 申請期間、申請締切日を確認してください。 ・ 書き間違いをした部分は二重線（＝）を引くだけにしてください。<u>訂正印は不要です。</u> ・ <u>窓口で申請書等のコピーはできません。</u>申請前にコピーを済ませておいてください。 ・ 各種証明書や診断書等の書類は、証明年月日が入所希望月より 4 か月以内のものを受け付けます。 ・ 提出された書類をもとに保育の必要性などを調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。